

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2022年7月15日
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO ジョン・アール・ムーア
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	小室 絵美
【電話番号】	03-6203-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（DC向け）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（DC向け）（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「年金外株」として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

＜電話番号＞ 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

＜ホームページ＞ <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口の整数倍をもって取得することができます。

(7) 【申込期間】

2022年7月16日から2023年1月18日まで

申込期間については、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

＜電話番号＞ 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

＜ホームページ＞ <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が指定する日までに申込代金[※]を販売会社に支払うものとします。
各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※「申込代金」は、発行価格に申込口数を乗じた金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込みの販売会社（前述の「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）に申込代金を支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込証拠金

該当事項はありません。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回(隔月)	欧州		
不動産投信		アジア		
		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	年12回(毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
	日々	アフリカ		
資産複合 ()		中近東(中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他()	エマージング		

《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（株式 一般））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資します。

年1回：

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を除く）：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし：

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

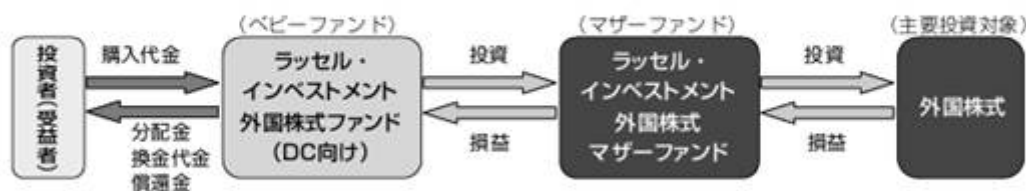
(注1) 当ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注2) 上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

＜ファンドの特色＞

◇日本を除く世界先進各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



◇MSCI KOKUSAI（配当込み）をベンチマークとし、中長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。

◇運用スタイルの異なる複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

- 世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。

（イメージ図）



<運用スタイルについて>

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

グロース（成長）型：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式（グロース株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

バリュー（割安）型：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式（バリュー株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

マーケット・オリエンテッド型：「グロース（成長）型」や「バリュー（割安）型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

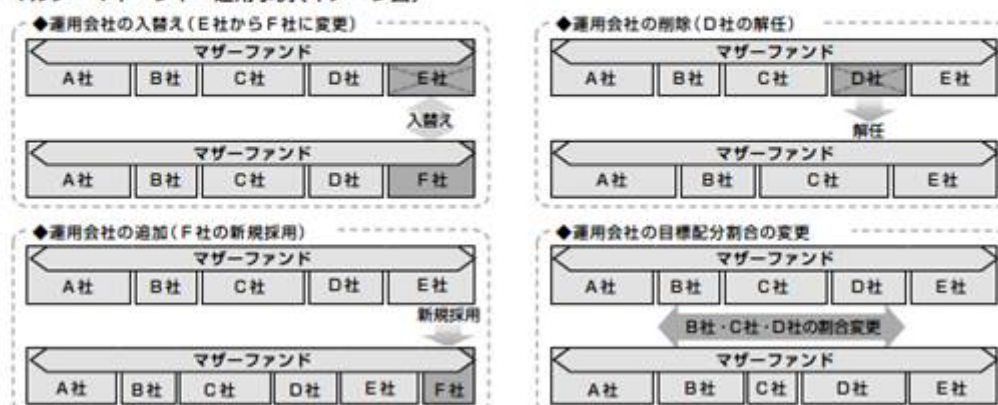
※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

●運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。

以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、当ファンドではマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

マルチ・マネージャー運用事例（イメージ図）



●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2022年7月15日現在の状況は以下のとおりです。

《ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド》

運用スタイル	運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)	目標配分割合
グロース(成長)型	フィエラ・キャピタル・インク(米国)(投資助言) ^(注1)	14.5%
	ストーンバイン・アセット・マネジメント・インク(カナダ)(副投資助言) ^(注2)	
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)(投資助言) ^(注1)	14.5%
バリュー(割安)型	サンダース・キャピタル・エル・エル・シー(米国)(投資助言) ^(注1)	17.0%
	ブジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(米国)(投資助言) ^(注1)	17.0%
マーケット・オリエンテッド型	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー(米国)(投資助言) ^(注1)	16.0%
ポートフォリオ特性補強型 ^(注3)	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	21.0%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

(注2)投資助言会社であるフィエラ・キャピタル・インクに対して投資助言を行います。(以下「副投資助言会社」ということがあります。)

(注3)ポートフォリオ特性補強型：採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

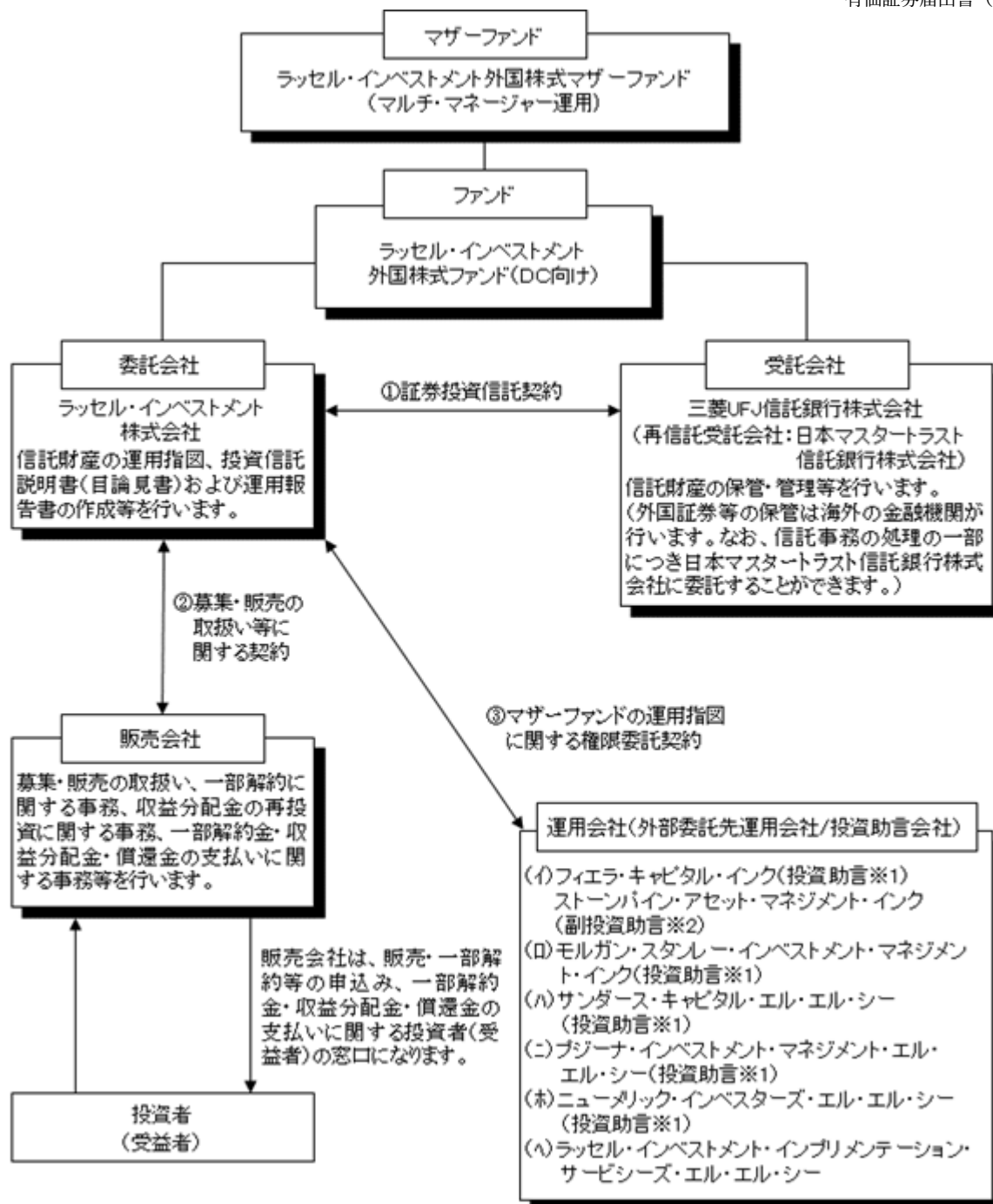
(2)【ファンドの沿革】

2005年8月31日 信託契約の締結、当ファンドの設定日（運用開始日）

2016年7月16日 当ファンドの名称変更

(3)【ファンドの仕組み】

＜ファンドの関係法人および運営上の役割＞



※1 各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・イン
ベストメント・インプリメンテーション・サービシ
ーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

※2 投資助言会社であるフィエラ・キャピタル・インクに
対して投資助言を行います。

(注) 上図は、2022年7月15日現在のものです。上記の運用
会社は事前の告知なく随時変更され2022年7月15日
現在のものと異なることがあります。

<契約の概要>

①証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

②募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

③マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

（参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

<委託会社の概況>

①資本金の額 490百万円（2022年4月末現在）

②沿革

1999年3月9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
1999年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可取得
2002年7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年3月1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

（2022年4月末現在）

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	34,090株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループ（以下「ラッセル・インベストメント」ということがあります。）の日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様へ提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2022年3月末現在で約40兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①主要投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

②運用方法

(a)投資態度

- 主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
- マザーファンドは、日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。
- MSCI KOKUSAI（配当込み）をベンチマークとします。
- 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。

6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

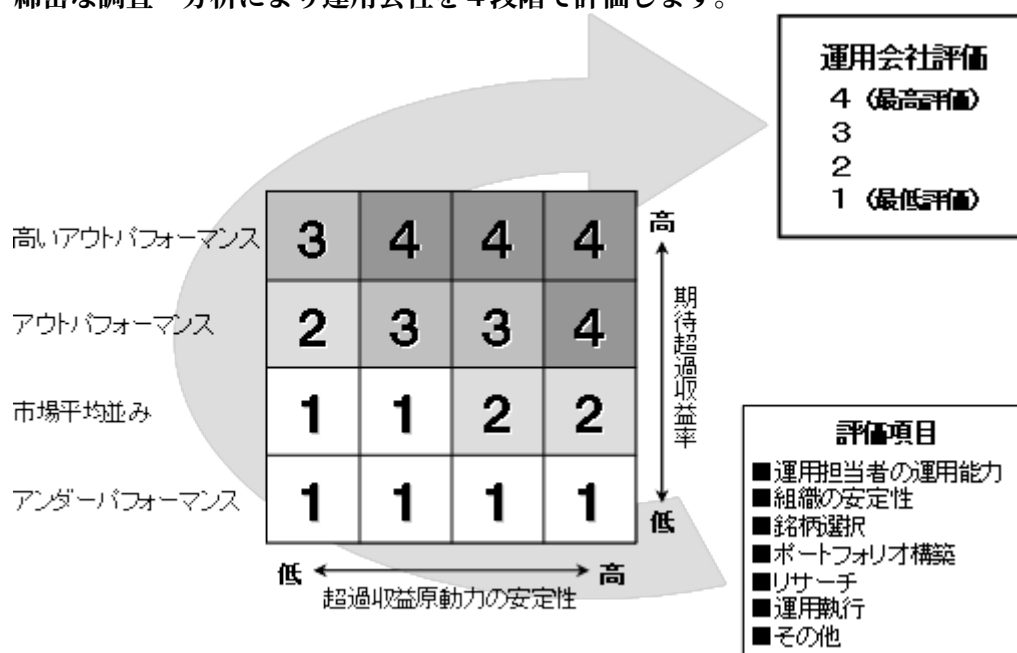
(b) ラッセル・インベストメントの「マルチ・マネージャー運用」の特徴

《特徴1》世界中から優れていると判断される運用会社を厳選します。

将来においても良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を選ぶには、パフォーマンスなどの定量的な分析だけにとどまらず、運用プロセスや運用組織、人材の質などの定性的な分析により重点を置いて運用会社を評価することが重要となります。

ラッセル・インベストメント グループの運用会社調査チームは、日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に分析・評価し、外国株式の運用において、中長期的に安定してベンチマークを上回る、つまり超過収益を生み出すことが期待できる優れた運用会社を厳選します。

綿密な調査・分析により運用会社を4段階で評価します。



《特徴2》複数の運用スタイル、運用会社に分散しリスクの低減を図ります。

複数の運用スタイルに分散し、それぞれの運用スタイルにおいて優れていると判断される運用会社をバランスよく組み合わせることで、日々変化する経済情勢や投資環境の中にあっても、ファンド全体として中長期的に安定してベンチマーク（MSCI KOKUSAI（配当込み））を上回る、つまり超過収益を生み出すことを目指して運用を行います。

なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメント グループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

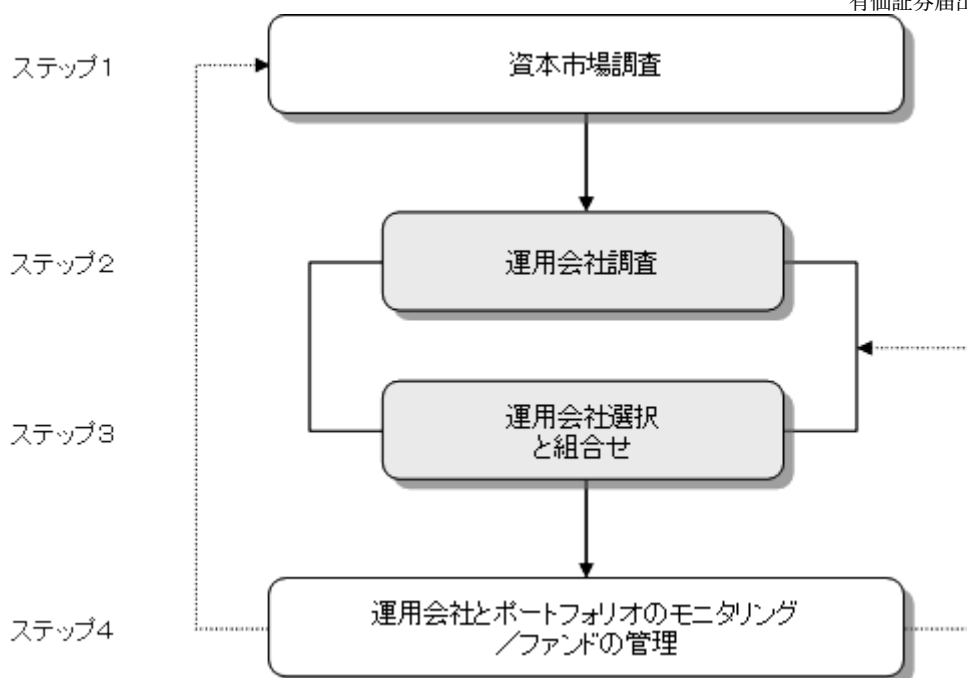
《特徴3》運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行います。

現時点において優れた運用会社が将来においても優れているとは限りません。一方、現時点では優れていなくとも将来的に優れた運用会社に変貌を遂げる可能性もあります。そこで、運用会社を継続的にモニタリングし、運用能力などに変化があった場合には必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行うことにより、常に最適と判断される運用会社の構成を目指します。

(c) 運用のプロセス

「マルチ・マネージャー運用」は、マザーファンドにおいて行われます。

マザーファンドの「マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



ステップ1：資本市場調査

外国株式の運用において超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、海外の株式市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

ステップ2：運用会社調査

日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階で評価を行うことによって、外国株式の運用で良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

ステップ3：運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

ステップ4：運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加などを行うことによりファンドの管理を行います。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条ないし第25条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてマザーファンドの受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

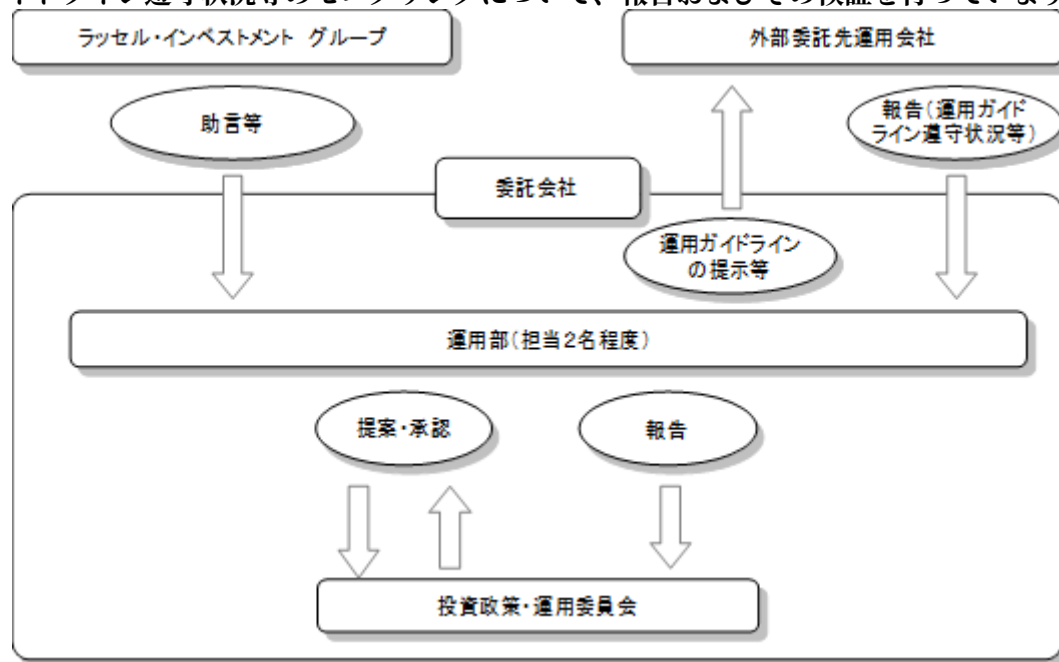
(3)【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャ（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
 - ・受託会社
オペレーション部（担当5名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。
- ※上記の体制等は2022年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の決算時（毎年4月18日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※収益分配金は、原則として無手数料で自動的に再投資されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

①信託約款による投資制限

- (a) 株式への実質投資割合[※]には制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。

- (b) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- (c) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- (d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比

率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

- (e) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (f) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g) 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の信用取引の指図における当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(h) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j)金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k)有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l)公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m)公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(n)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o)外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(p)資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資

金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下の通りです。

(a)デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b)同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(c)信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

（参考）マザーファンドの投資方針

(1)マザーファンドの投資態度

1. 日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. 株式等の組入れにあたっては、フル・インベストメントを基本とします。
3. MSCI KOKUSAI（配当込み）をベンチマークとします。
4. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(2)マザーファンドの投資対象

①投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限りま。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下③、④において同じ。）は、信託金を主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④上記②にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)マザーファンドの投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- ⑤委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥投資する株式等の範囲
 1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑦信用取引の指図範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をすることとします。
- ⑧先物取引等の運用指図・目的・範囲
 1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- ⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲
 1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑩金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑪有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 上記1.に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑫公社債の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
 2. 上記1.の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑬公社債の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 2. 上記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑮外国為替予約取引の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (4)マザーファンドにおける法令上の投資制限
- マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5)投資制限 ②法令上の投資制限」において、当ファンドについて掲げたものと同じです。

(5) マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）

マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

2022年7月15日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ) 商号：フィエラ・キャピタル・インク《米国》 [投資助言] ※1

商号：ストーンパイン・アセット・マネジメント・インク《カナダ》

[副投資助言] ※2

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

(ロ) 商号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク《米国》 [投資助言] ※1

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

(ハ) 商号：サンダース・キャピタル・エル・エル・シー《米国》 [投資助言] ※1

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュー（割安）型の運用

(ニ) 商号：プジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー《米国》

[投資助言] ※1

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュー（割安）型の運用

(ホ) 商号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》

[投資助言] ※1

投資助言内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用

(ヘ) 商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）—即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。

2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。

3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント（注））

4) 他の運用会社からの投資助言等に基づく運用。

5) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用。

（注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「RIIS」ということがあります。）に委託します。なお、RIISは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、RIISは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。RIISはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてRIISを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

※1 各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

※2 投資助言会社であるフィエラ・キャピタル・インクに対して投資助言を行います。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

3【投資リスク】

(1) リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

① 基準価額の変動リスク

(a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(c) 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(d) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(e) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで解約金額の手当てを行います。組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

② その他の留意点

(a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(b) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(c) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(d) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(e) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消することができます。

(f) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(g) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、①外部委託先運用会社の管理、②ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

①外部委託先運用会社の管理

- ・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- ・委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

②ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

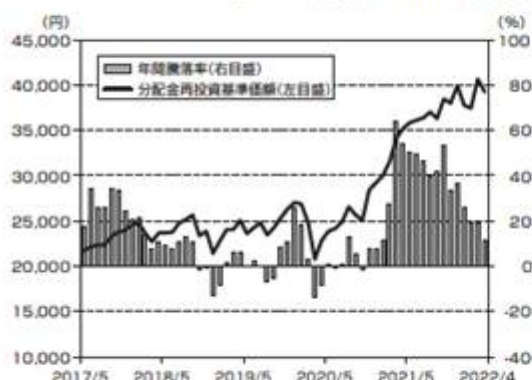
①および②のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

※上記の体制等は2022年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考情報

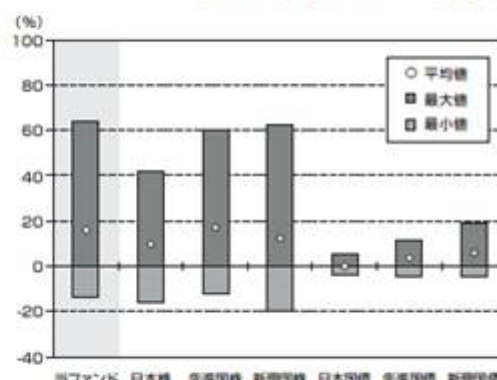
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2017年5月末～2022年4月末)



当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年5月末～2022年4月末)



(単位:%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	16.0	9.8	17.2	12.4	0.1	3.7	5.8
最大値	64.1	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.2
最小値	-13.6	-16.0	-12.4	-19.4	-4.0	-4.5	-4.2

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の追加的記載事項をご参照ください。

日本株 …… TOPIX(配当込み)
 先進国株 …… MSCI KOKUSAI(配当込み)
 新興国株 …… MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)
 日本国債 …… NOMURA-BPI 国債
 先進国債 …… FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債 …… FTSE 新興国市場国債インデックス(円ベース)

ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産であり、すべての権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

また、信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.463%※（税抜1.33%）を乗じて得た金額とします。

信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

＜信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率＞

信託報酬にかかる各支払先への配分は、以下の通りです。

支払先	配 分	役務の内容
委託会社	年率0.935% (税抜 0.85%)	当ファンドの運用等の対価
販売会社	年率0.440% (税抜 0.40%)	交付運用報告書等各种書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率0.088% (税抜 0.08%)	当ファンドの資産管理等の対価

※税法が改正された場合等には、消費税等（消費税および地方消費税をいいます。以下同じ。）相当額が変更になることがあります。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社が受け取る報酬から販売会社に対して支弁されます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。副投資助言会社が受ける報酬は、その助言を受ける投資助言会社の報酬から支弁されます。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

なお、その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、収益分配金ならびに解約時および償還時の差益については所得税および地方税がかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金法に規定される税制上の措置の対象外となる場合、課税上の取扱いは次のようになります。

①個人の受益者に対する課税の取扱いについて

◇収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することができます。

◇換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

◇損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

②法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

※詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

<収益分配金について>

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個別元本について>

①受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

②受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2022年4月末現在の情報です。税法または確定拠出年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

※税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2022年4月末現在の運用状況です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	28,943,458,018	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△11,944,565	△0.04
合計(純資産総額)	—	28,931,513,453	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	29,093,134,321	57.05
	カナダ	1,470,321,928	2.88
	ブラジル	140,030,049	0.27
	ドイツ	1,783,668,033	3.50
	イタリア	351,148,628	0.69
	フランス	1,063,097,090	2.08
	オランダ	835,211,831	1.64
	スペイン	225,336,371	0.44
	ベルギー	26,739,616	0.05
	ルクセンブルク	184,711,449	0.36
	フィンランド	312,391,365	0.61
	アイルランド	499,101,936	0.98
	イギリス	2,611,215,069	5.12
	スイス	2,593,832,590	5.09
	スウェーデン	112,717,399	0.22
	ノルウェー	291,870,375	0.57
	デンマーク	470,595,995	0.92
	ケイマン諸島	510,764,290	1.00
	オーストラリア	630,424,028	1.24
	バミューダ	184,221,993	0.36
	ニュージーランド	6,564,117	0.01
	香港	380,633,080	0.75
	シンガポール	180,514,098	0.35
	タイ	106,967,553	0.21
	韓国	852,434,950	1.67
	台湾	1,139,162,570	2.23
	中国	135,995,409	0.27
	インド	534,654,749	1.05
	イスラエル	309,137,898	0.61
	プエルトリコ	17,462,216	0.03
	ジャージー	27,861,119	0.05
	ガーンジー	123,342,313	0.24
	小計	47,205,264,428	92.56
新株予約権証券	スイス	1,184,742	0.00
投資信託証券	アメリカ	351,620,071	0.69
	オーストラリア	47,698,631	0.09
	香港	104,273,568	0.20
	小計	503,592,270	0.99
現金・預金・その他の資産※(負債控除後)	—	3,286,996,138	6.45
合計(純資産総額)		50,997,037,578	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況（参考情報）」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

※その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	5,727,367,610	11.23
		カナダ	528,121,902	1.04
		オーストラリア	596,939,490	1.17
	売建	アメリカ	3,028,576,779	△5.94
		ドイツ	421,430,230	△0.83
		イタリア	47,759,865	△0.09
		オランダ	56,320,007	△0.11
		スペイン	34,354,259	△0.07
		スイス	175,281,810	△0.34
		スウェーデン	61,136,558	△0.12
		香港	97,667,802	△0.19
		シンガポール	51,267,177	△0.10
		フランス	104,105,545	△0.20

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	5,898,642,296	5.0506	29,791,682,781	4.9068	28,943,458,018	100.04

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.04
合計		100.04

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	38,640	36,069.65	1,393,731,395	36,495.72	1,410,194,976	2.77
2	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	18,449	51,977.18	958,927,178	48,408.82	893,094,412	1.75
3	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR- SP ADR	半導体・半導体製造装置	73,333	12,674.66	929,471,546	11,630.90	852,929,054	1.67
4	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	12,141	68,916.90	836,720,146	66,209.55	803,850,227	1.58
5	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	38,117	21,299.26	811,864,252	20,175.61	769,033,734	1.51

6	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	28,666	23,181.91	664,532,746	23,465.40	672,659,328	1.32
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS A	メディア・娯楽	2,026	326,608.55	661,708,934	294,559.78	596,778,125	1.17
8	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	35,309	16,498.20	582,535,156	16,639.08	587,509,276	1.15
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS C	メディア・娯楽	1,870	327,956.43	613,278,527	296,430.83	554,325,657	1.09
10	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	23,412	22,151.03	518,600,008	22,531.17	527,499,775	1.03
11	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	11,301	46,108.68	521,074,251	46,591.91	526,535,177	1.03
12	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	21,478	27,083.79	581,705,744	22,544.05	484,201,256	0.95
13	アメリカ	株式	MOODY'S CORP	各種金融	11,226	42,317.62	475,057,647	41,169.48	462,168,598	0.91
14	アメリカ	株式	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフトウェア・サービス	39,605	10,919.59	432,470,616	10,674.76	422,773,965	0.83
15	アメリカ	株式	ANTHEM INC	ヘルスケア機器・サービス	6,338	66,584.53	422,012,809	65,509.84	415,201,409	0.81
16	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	71,476	5,972.66	426,901,917	5,744.57	410,599,514	0.81
17	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	61,519	6,793.20	417,910,871	6,630.00	407,870,970	0.80
18	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,083	390,977.99	423,429,165	356,083.99	385,638,964	0.76
19	ドイツ	株式	MERCEDES-BENZ GROUP AG	自動車・自動車部品	44,438	8,600.75	382,200,377	8,676.82	385,580,545	0.76
20	アメリカ	株式	AUTOZONE INC	小売	1,338	278,930.35	373,208,816	281,087.47	376,095,038	0.74
21	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	38,302	10,237.92	392,133,080	9,633.57	368,985,136	0.72
22	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	42,624	9,036.95	385,191,034	8,565.32	365,088,379	0.72
23	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	55,602	6,592.05	366,531,337	6,391.45	355,377,737	0.70
24	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	16,798	20,433.33	343,239,081	20,535.12	344,949,107	0.68
25	アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	5,358	65,374.54	350,276,805	60,086.12	321,941,481	0.63
26	アメリカ	株式	CIGNA CORP	ヘルスケア機器・サービス	9,537	33,401.80	318,552,972	32,314.22	308,180,737	0.60
27	アメリカ	株式	MCKESSON CORP	ヘルスケア機器・サービス	7,517	41,653.99	313,113,080	40,958.15	307,882,421	0.60
28	アメリカ	株式	NORTHROP GRUMMAN CORP	資本財	5,296	60,203.39	318,837,164	56,668.76	300,117,765	0.59
29	アメリカ	株式	UBER TECHNOLOGIES INC	運輸	75,115	4,211.14	316,320,142	3,953.42	296,961,504	0.58
30	アメリカ	株式	HALLIBURTON CO	エネルギー	63,483	5,252.33	333,433,894	4,631.22	294,004,273	0.58

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第１ ファンドの状況 ５ 運用状況（参考情報）」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	エネルギー	3.12
		素材	4.02
		資本財	6.26
		商業・専門サービス	0.96
		運輸	2.55
		自動車・自動車部品	2.80
		耐久消費財・アパレル	2.81
		消費者サービス	1.33
		メディア・娯楽	4.60
		小売	4.48
		食品・生活必需品小売り	2.04
		食品・飲料・タバコ	4.87
		家庭用品・パーソナル用品	1.68
		ヘルスケア機器・サービス	6.61
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.59
		銀行	7.46
		各種金融	4.08
		保険	2.65
		不動産	0.32
		ソフトウェア・サービス	9.88
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.20
		電気通信サービス	1.48
		公益事業	2.76
		半導体・半導体製造装置	4.01
新株予約権証券	外国	—	0.00
投資信託証券	外国	—	0.99
合計			93.55

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の 種類	取引所	資産の名称	限月	買建／ 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
-----------	-----	-------	----	-----------	----	-------------	------------	-----------------

株価指数 先物取引	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI 株価指数先物取引	2022年 6月	買建	160	4,513,792,706	4,309,336,118	8.45
	シカゴ商業取引所	E-Mini Russ 株価指数先物取引	2022年 6月	買建	117	1,505,551,325	1,418,031,492	2.78
	ニューヨーク先物 取引所	miniMSCI Emg 株価指数先物取引	2022年 6月	売建	408	2,898,978,879	2,729,424,892	△5.35
	インターコンチネ ンタル取引所	FTSE 100 株価指数先物取引	2022年 6月	売建	25	305,916,374	299,151,887	△0.59
	モントリオール取 引所	S&P/TSX 60 株価指数先物取引	2022年 6月	買建	21	555,629,130	528,121,902	1.04
	ユーレックス・ド イツ金融先物取引 所	DAX INDEX 株価指数先物取引	2022年 6月	売建	2	96,405,342	93,498,580	△0.18
	ユーレックス・ド イツ金融先物取引 所	EURO STOXX 50 株価指数先物取引	2022年 6月	売建	66	338,421,527	327,931,650	△0.64
	イタリア証券取引 所	FTSE/MIB IDX 株価指数先物取引	2022年 6月	売建	3	49,483,545	47,759,865	△0.09
	シドニー先物取引 所	SPI 200 株価指数先物取引	2022年 6月	買建	36	618,644,880	596,939,490	1.17
	ユーレックス・ チューリッヒ取引 所	SWISS MKT 株価指数先物取引	2022年 6月	売建	11	180,705,698	175,281,810	△0.34
	香港先物取引所	HANG SENG 株価指数先物取引	2022年 5月	売建	6	97,957,060	97,667,802	△0.19
	シンガポール取引 所	MSCI SING IX 株価指数先物取引	2022年 5月	売建	18	51,821,787	51,267,177	△0.10
	ヨーロッパ・オブ ション取引所	AMS IDX FUT 株価指数先物取引	2022年 6月	売建	3	58,015,165	56,320,007	△0.11
	スペイン金融先物 取引所（マドリ ード）	IBEX 35 IDX 株価指数先物取引	2022年 6月	売建	3	35,341,199	34,354,259	△0.07
	ストックホルム・ オブション取引所	OMXS30 IND 株価指数先物取引	2022年 5月	売建	23	62,320,373	61,136,558	△0.12
	Euronext	CAC40 10 EUR 株価指数先物取引	2022年 5月	売建	12	105,797,307	104,105,545	△0.20

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2022年４月末日および同日１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
8期	（2013年 4月18日）	1,308,903,482	1,308,903,482	1.2891	1.2891
9期	（2014年 4月18日）	1,830,102,494	1,830,102,494	1.6358	1.6358
10期	（2015年 4月20日）	2,969,859,742	2,969,859,742	2.0659	2.0659
11期	（2016年 4月18日）	3,390,794,939	3,390,794,939	1.7883	1.7883
12期	（2017年 4月18日）	4,765,367,941	4,765,367,941	2.0426	2.0426
13期	（2018年 4月18日）	6,929,484,644	6,929,484,644	2.3514	2.3514
14期	（2019年 4月18日）	10,206,850,916	10,206,850,916	2.5001	2.5001
15期	（2020年 4月20日）	11,276,624,731	11,276,624,731	2.2246	2.2246
16期	（2021年 4月19日）	20,782,805,874	20,782,805,874	3.4843	3.4843
17期	（2022年 4月18日）	29,629,447,619	29,629,447,619	4.0432	4.0432
	2021年 4月末日	21,316,838,273	—	3.5174	—
	5月末日	22,254,674,524	—	3.5832	—

6月末日	23,245,051,805	—	3.6106	—
7月末日	23,708,445,952	—	3.6372	—
8月末日	24,437,257,943	—	3.6985	—
9月末日	24,238,826,220	—	3.6295	—
10月末日	25,979,870,538	—	3.8444	—
11月末日	26,207,570,119	—	3.7976	—
12月末日	27,695,471,025	—	3.9891	—
2022年 1月末日	26,628,754,478	—	3.7749	—
2月末日	26,577,333,908	—	3.7419	—
3月末日	29,453,564,207	—	4.0628	—
4月末日	28,931,513,453	—	3.9256	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000

③【収益率の推移】

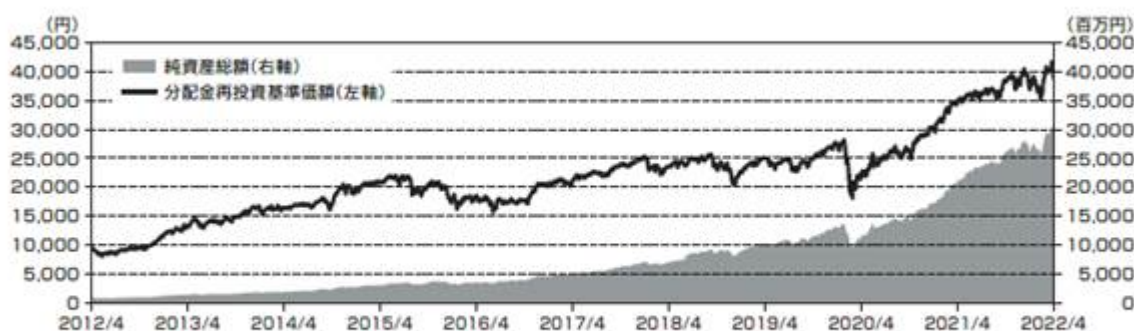
期	収益率(%)
8期	36.6
9期	26.9
10期	26.3
11期	△13.4
12期	14.2
13期	15.1
14期	6.3
15期	△11.0
16期	56.6
17期	16.0

（注1）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

（注2）収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

（参考情報）

■基準価額・純資産の推移（2012年4月末～2022年4月末）



※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

■分配の推移

決算期	第13期 (2018年4月)	第14期 (2019年4月)	第15期 (2020年4月)	第16期 (2021年4月)	第17期 (2022年4月)	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

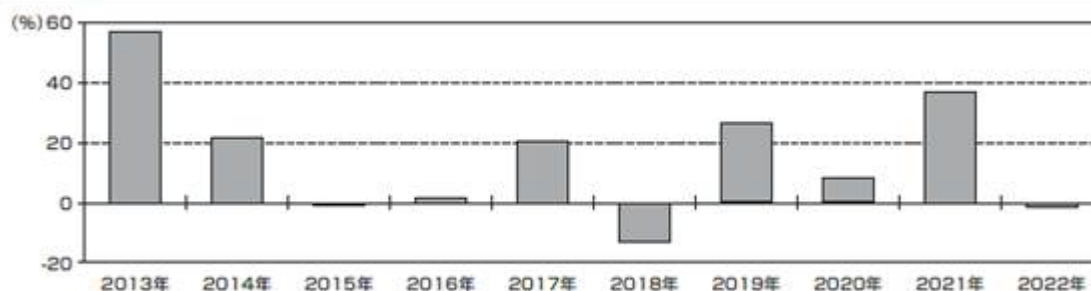
※分配金は1万口当たり、税引前です。

■主要な資産の状況

順位	銘柄名	種類	業種	国／地域	実質組入比率
1	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	2.8%
2	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	スイス	1.8%
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	株式	半導体・半導体製造装置	アメリカ	1.7%
4	UNITEDHEALTH GROUP INC	株式	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ	1.6%
5	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.5%
6	JOHNSON & JOHNSON	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	1.3%
7	ALPHABET INC-CL A	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.2%
8	NESTLE SA-REG	株式	食品・飲料・タバコ	スイス	1.2%
9	ALPHABET INC-CL C	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.1%
10	PEPSICO INC	株式	食品・飲料・タバコ	アメリカ	1.0%

※実質組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入比率に、当ファンドのマザーファンド組入比率を乗じて得た比率です。

■年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2022年は4月末までの収益率を表示しています。

➤ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)
8期	397,988,867	251,522,536
9期	484,398,787	381,038,739
10期	705,202,613	386,405,626
11期	887,300,331	428,757,923
12期	905,696,770	468,795,353
13期	1,301,410,514	687,395,307
14期	1,776,601,646	641,046,703
15期	2,190,555,606	1,204,050,124
16期	2,392,513,173	1,496,843,068
17期	2,997,154,118	1,633,647,694

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①原則として、取得申込者は確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。
- ②取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。取得申込者は販売会社との間で別に定める「自動けいぞく投資契約」※（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。

※販売会社によっては、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ③各営業日※の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日※の取扱いとなります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかが休業日の場合には、取得申込みの受付は行いません。

※取得申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

- ④取得申込者は、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を当該販売会社に支払います。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。
- ⑤申込単位は、1円以上1円単位とします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ⑥申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

- ⑦申込手数料はありません。
- ⑧取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込みを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。
- ⑨取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みを行うことができます。
- 各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日の扱いとなります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日の場合には、換金申込みの受付は行いません。※

※換金申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

- ②換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

- ③換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- ④換金手数料はありません。
- ⑤信託財産留保額ははありません。
- ⑥当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限があります。
- ⑦取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金申込みの受付を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取り扱います。
- ⑧解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとしします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の計算方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

②主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日 [※] の取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

③基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「年金外株」として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2005年8月31日）から無期限とします。ただし、後述の「（5）その他 ①信託契約の終了」による場合、信託は終了する場合があります。

(4)【計算期間】

毎年4月19日から翌年4月18日までとします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5)【その他】

①信託契約の終了

1. ファンドの繰上償還条項

次のいずれかの場合、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し信託を終了させる場合があります。

- (a)信託契約の一部解約により、設定日から1年経過後、純資産総額が10億円を下回ることとなる場合
 - (b)信託期間終了前に当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - (c)やむを得ない事情が発生したとき
2. 信託期間の終了（繰上償還）
- (a)上記により信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。
 - イ. 委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ロ. 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ハ. 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - ニ. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - ホ. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ハ.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、上記ハ.およびニ.の規定は適用しません。
 - (b)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - (c)委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「②信託約款の変更」の手続きにおいて不成立の場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - (d)受託会社が辞任した、または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記1.の信託約款の変更をしません。
- 4. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 5. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から4.までの規定に従います。

③反対者の買取請求権

上記①に規定する信託契約の終了または上記②に規定する信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社との協議により決定するものとします。

④関係法人との契約の更改等

1. 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2. マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥運用報告書

(a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(b) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。

(c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

①収益分配金請求権

収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日としてします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

④帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（2021年4月20日から2022年4月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（DC向け）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 2021年 4月19日現在	第17期 2022年 4月18日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	20,907,730,136	29,825,386,471
未収入金	20,484,147	24,053,235
流動資産合計	20,928,214,283	29,849,439,706
資産合計	20,928,214,283	29,849,439,706
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,484,147	24,053,235
未払受託者報酬	7,514,247	11,785,796
未払委託者報酬	117,410,015	184,153,056
流動負債合計	145,408,409	219,992,087
負債合計	145,408,409	219,992,087
純資産の部		
元本等		
元本	5,964,735,314	7,328,241,738
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,818,070,560	22,301,205,881
（分配準備積立金）	6,219,028,298	8,310,750,075
元本等合計	20,782,805,874	29,629,447,619
純資産合計	20,782,805,874	29,629,447,619
負債純資産合計	20,928,214,283	29,849,439,706

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期 自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日	第17期 自 2021年 4月20日 至 2022年 4月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	7,258,904,860	4,122,819,335
営業収益合計	7,258,904,860	4,122,819,335
営業費用		
受託者報酬	13,403,993	21,987,269
委託者報酬	209,437,091	343,551,036
営業費用合計	222,841,084	365,538,305
営業利益又は営業損失（△）	7,036,063,776	3,757,281,030
経常利益又は経常損失（△）	7,036,063,776	3,757,281,030
当期純利益又は当期純損失（△）	7,036,063,776	3,757,281,030
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	719,856,823	320,666,747
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,207,559,522	14,818,070,560
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,219,160,285	8,161,851,354
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,219,160,285	8,161,851,354
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,924,856,200	4,115,330,316
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,924,856,200	4,115,330,316
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,818,070,560	22,301,205,881

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第16期 2021年 4月19日現在	第17期 2022年 4月18日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第16期 2021年 4月19日現在	第17期 2022年 4月18日現在
1. 期首元本額	5,069,065,209円	5,964,735,314円
期中追加設定元本額	2,392,513,173円	2,997,154,118円
期中一部解約元本額	1,496,843,068円	1,633,647,694円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,964,735,314口	7,328,241,738口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期 自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日	第17期 自 2021年 4月20日 至 2022年 4月18日
分配金の計算過程 2021年4月19日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（255,509,759円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（5,058,952,024円）、信託約款に規定される収益調整金(8,956,466,773円)及び分配準備積立金(904,566,515円)より分配対象収益は15,175,495,071円（1万口当たり25,441.99円）であります。分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 2022年4月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（375,648,813円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（3,060,965,470円）、信託約款に規定される収益調整金（13,990,455,806円）及び分配準備積立金（4,874,135,792円）より分配対象収益は22,301,205,881円（1万口当たり30,431.84円）であります。分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。 当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第16期 2021年 4月19日現在	第17期 2022年 4月18日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	有価証券以外の金融商品 同左 有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第16期 2021年 4月19日現在	第17期 2022年 4月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額

親投資信託受益証券	6,549,004,624	3,809,279,915
合 計	6,549,004,624	3,809,279,915

（デリバティブ取引等に関する注記）

第16期 2021年 4月19日現在	第17期 2022年 4月18日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第16期 自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日	第17期 自 2021年 4月20日 至 2022年 4月18日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

区 分	第16期 2021年 4月19日現在	第17期 2022年 4月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.4843円 (34,843円)	4.0432円 (40,432円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	5,904,029,628	29,825,386,471	-
合計		5,904,029,628	29,825,386,471	-

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	2021年 4月19日現在	2022年 4月18日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	328,362,609	585,996,937
コール・ローン	1,342,790,604	1,526,188,661
株式	44,271,204,817	48,751,348,429
新株予約権証券	707,264	1,471,666
投資証券	245,652,894	513,830,423
派生商品評価勘定	132,260,831	976,216,431
未収入金	-	79,842,165
未収配当金	56,736,390	55,871,463
差入委託証拠金	445,528,229	681,226,639
流動資産合計	46,823,243,638	53,171,992,814
資産合計	46,823,243,638	53,171,992,814
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	111,983,968	679,937,315
未払金	-	113,519,614
未払解約金	23,261,128	27,410,949
未払利息	3,678	4,390
その他未払費用	929,156	927,365
流動負債合計	136,177,930	821,799,633
負債合計	136,177,930	821,799,633
純資産の部		
元本等		
元本	10,873,591,492	10,362,893,033
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	35,813,474,216	41,987,300,148
元本等合計	46,687,065,708	52,350,193,181
純資産合計	46,687,065,708	52,350,193,181
負債純資産合計	46,823,243,638	53,171,992,814

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 株式、新株予約権証券及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 - 金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 - 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 - 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2021年 4月19日現在	2022年 4月18日現在
開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

2021年 4月19日現在	2022年 4月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 12,036,981,818円 期中追加設定元本額 2,870,206,276円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 10,873,591,492円 期中追加設定元本額 3,045,493,105円

期中一部解約元本額	4,033,596,602円	期中一部解約元本額	3,556,191,564円
元本の内訳		元本の内訳	
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ－Ⅱ		ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ－Ⅱ	
（適格機関投資家限定）	2,883,165,698円	（適格機関投資家限定）	2,394,281,457円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅡ		ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅡ	
（適格機関投資家限定）	488,749,636円	（適格機関投資家限定）	419,197,387円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ－ⅣA（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）		ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ－ⅣA（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	
	638,661,114円		426,436,063円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ－ⅣB（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）		ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ－ⅣB（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	
	1,602,698,616円		811,472,460円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（DC向け）	4,869,510,466円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（DC向け）	5,904,029,628円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	226,510,406円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	239,764,249円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
安定型	22,998,888円	安定型	19,014,679円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
安定成長型	84,538,301円	安定成長型	95,266,103円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
成長型	56,758,367円	成長型	53,431,007円
計	10,873,591,492円	計	10,362,893,033円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	10,873,591,492口	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	10,362,893,033口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・ 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・ 上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。
-------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2021年 4月19日現在	2022年 4月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

区 分	2021年 4月19日現在	2022年 4月18日現在
-----	---------------	---------------

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	11,434,995,544	△831,131,597
新株予約権証券	436,273	667,155
投資証券	27,365,201	67,934,216
合 計	11,462,797,018	△762,530,226

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連（2021年 4月19日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,872,032,120	—	3,947,564,189	75,532,069
	売建	2,976,025,798	—	3,019,966,056	△43,940,258
合計		6,848,057,918	—	6,967,530,245	31,591,811

株式関連（2022年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	6,851,697,855	—	7,022,145,882	170,448,027
	売建	4,330,542,155	—	4,483,758,972	△153,216,817
合計		11,182,240,010	—	11,505,904,854	17,231,210

（注）1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連（2021年 4月19日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	8,282,618,329	—	8,283,783,771	1,165,442
	米ドル	5,124,816,472	—	5,114,876,962	△9,939,510
	カナダドル	642,976,370	—	647,128,604	4,152,234
	ユーロ	1,084,500,822	—	1,088,510,872	4,010,050
	英ポンド	121,522,280	—	120,826,072	△696,208
	スイスフラン	371,410,391	—	375,596,940	4,186,549
	スウェーデンクローネ	24,813,250	—	24,929,000	115,750
	ノルウェークローネ	62,702,657	—	63,318,210	615,553
	オーストラリアドル	395,391,507	—	395,607,927	216,420
	ニュージーランドドル	435,037,223	—	433,568,800	△1,468,423
	香港ドル	19,447,357	—	19,420,384	△26,973
	売建	6,857,739,097	—	6,870,219,487	△12,480,390
	米ドル	2,561,549,581	—	2,547,626,970	13,922,611
	カナダドル	99,127,229	—	98,944,020	183,209
	ユーロ	416,626,100	—	418,833,128	△2,207,028
	英ポンド	1,058,632,723	—	1,054,563,954	4,068,769
	スイスフラン	2,169,689,959	—	2,189,190,230	△19,500,271
	スウェーデンクローネ	66,527,843	—	66,897,100	△369,257
	オーストラリアドル	231,162,453	—	234,732,400	△3,569,947
	ニュージーランドドル	234,889,998	—	240,011,300	△5,121,302
	香港ドル	19,533,211	—	19,420,385	112,826
	合計	15,140,357,426	—	15,154,003,258	△11,314,948

通貨関連（2022年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	10,250,260,566	—	10,995,415,180	745,154,614
	米ドル	6,790,509,357	—	7,301,017,298	510,507,941
	カナダドル	520,195,387	—	556,839,056	36,643,669
	ユーロ	607,325,352	—	638,974,792	31,649,440
	英ポンド	342,321,560	—	357,554,148	15,232,588
	スイスフラン	945,584,587	—	998,499,868	52,915,281
	スウェーデンクローネ	226,892,005	—	246,474,900	19,582,895
	ノルウェークローネ	106,205,181	—	117,723,674	11,518,493
	オーストラリアドル	514,036,262	—	565,140,194	51,103,932
	ニュージーランドドル	197,190,875	—	213,191,250	16,000,375
	売建	8,275,630,170	—	8,741,736,878	△466,106,708
	米ドル	3,297,143,098	—	3,426,739,726	△129,596,628
	カナダドル	78,056,636	—	79,705,788	△1,649,152
	ユーロ	934,157,450	—	970,408,042	△36,250,592
	英ポンド	915,540,048	—	978,895,610	△63,355,562
	スイスフラン	2,185,176,220	—	2,340,454,857	△155,278,637
	スウェーデンクローネ	333,397,466	—	364,883,034	△31,485,568
	ノルウェークローネ	289,312,907	—	320,268,140	△30,955,233
	オーストラリアドル	4,553,189	—	4,552,181	1,008
	ニュージーランドドル	238,293,156	—	255,829,500	△17,536,344
	合計	18,525,890,736	—	19,737,152,058	279,047,906

（注）1. 為替予約の評価方法

(1)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- (2)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。
- (3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日	自 2021年 4月20日 至 2022年 4月18日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

区 分	2021年 4月19日現在	2022年 4月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4.2936円 (42,936円)	5.0517円 (50,517円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BAKER HUGHES COMPANY	11,020	37.29	410,935.80	
	CHEVRON CORP	2,270	171.59	389,509.30	
	COTERRA ENERGY INC	14,199	29.42	417,734.58	
	EOG RESOURCES INC	1,779	122.94	218,710.26	
	EXXON MOBIL CORP	20,134	87.83	1,768,369.22	
	HALLIBURTON CO	63,483	40.76	2,587,567.08	
	KINDER MORGAN INC	14,464	19.37	280,167.68	
	NOV INC	76,592	20.56	1,574,731.52	
	OASIS PETROLEUM INC	523	151.00	78,973.00	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	816	246.84	201,421.44	
	AMCOR PLC	9,694	11.67	113,128.98	
	DOW INC	4,921	65.49	322,276.29	
	DUPONT DE NEMOURS INC	1,731	68.70	118,919.70	
	EASTMAN CHEMICAL CO	1,714	107.91	184,957.74	
	INTERNATIONAL PAPER CO	4,903	47.43	232,549.29	
	LINDE PLC	1,982	318.52	631,306.64	
	LOUISIANA-PACIFIC CORP	1,289	60.69	78,229.41	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	2,980	107.58	320,588.40	
	NEWMONT CORP	10,967	84.77	929,672.59	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	587	163.02	95,692.74	
	RELIANCE STEEL & ALUMINUM	486	194.26	94,410.36	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	7,549	252.90	1,909,142.10	
	WESTROCK CO	2,855	49.93	142,550.15	
	3M CO	720	147.38	106,113.60	
	ALLISON TRANSMISSION HOLDING	501	35.16	17,615.16	
	CARRIER GLOBAL CORP	30,003	41.28	1,238,523.84	

CUMMINS INC	3,312	195.94	648,953.28
EATON CORP PLC	1,945	139.91	272,124.95
EMERSON ELECTRIC CO	910	92.86	84,502.60
FASTENAL CO	5,862	56.01	328,330.62
FORTIVE CORP	1,412	58.18	82,150.16
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY	982	69.64	68,386.48
GENERAL DYNAMICS CORP	1,487	243.74	362,441.38
GENERAL ELECTRIC CO	24,189	90.83	2,197,086.87
GRACO INC	16,535	65.22	1,078,412.70
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	2,615	195.19	510,421.85
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES	761	222.67	169,451.87
ILLINOIS TOOL WORKS	2,160	196.27	423,943.20
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	3,400	56.59	192,406.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	2,851	257.41	733,875.91
LOCKHEED MARTIN CORP	1,313	467.66	614,037.58
MDU RESOURCES GROUP INC	1,732	27.17	47,058.44
MIDDLEBY CORP	6,002	148.56	891,657.12
NORTHROP GRUMMAN CORP	5,296	467.20	2,474,291.20
OTIS WORLDWIDE CORP	21,108	74.75	1,577,823.00
OWENS CORNING	4,354	86.22	375,401.88
PACCAR INC	2,521	83.71	211,032.91
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	1,178	104.27	122,830.06
ROCKWELL AUTOMATION INC	1,006	261.66	263,229.96
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	1,525	47.39	72,269.75
SNAP-ON INC	1,066	211.16	225,096.56
STANLEY BLACK & DECKER INC	5,377	140.32	754,500.64
TEXTRON INC	2,889	68.65	198,329.85
TRITON INTERNATIONAL LTD	768	61.92	47,554.56
UNITED RENTALS INC	287	331.07	95,017.09
WABTEC CORP	25,251	89.17	2,251,631.67
WW GRAINGER INC	345	491.43	169,543.35
LEIDOS HOLDINGS INC	2,158	109.06	235,351.48
MANPOWERGROUP INC	587	87.47	51,344.89
REPUBLIC SERVICES INC	3,342	132.71	443,516.82
WASTE CONNECTIONS INC	3,129	139.08	435,181.32
WASTE MANAGEMENT INC	3,470	159.16	552,285.20
AMERCO	210	549.32	115,357.20
CSX CORP	32,640	35.06	1,144,358.40
FEDEX CORP	818	205.74	168,295.32
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	173,173	3.20	554,153.60
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	4,106	46.05	189,081.30
NORFOLK SOUTHERN CORPORATION	1,138	263.06	299,362.28
UBER TECHNOLOGIES INC	75,115	32.68	2,454,758.20
UNION PACIFIC CORP	1,211	246.21	298,160.31
WERNER ENTERPRISES INC	1,735	37.23	64,594.05
XPO LOGISTICS INC	912	56.78	51,783.36
ZIM INTEGRATED SHIPPING SERVICES	2,088	55.17	115,194.96
BORGWARNER INC	4,524	37.01	167,433.24
GENERAL MOTORS CO	7,601	40.13	305,028.13
LEAR CORP	14,338	128.12	1,836,984.56
TESLA INC	513	985.00	505,305.00
DR HORTON INC	9,521	72.51	690,367.71
GARMIN LTD	978	111.31	108,861.18

KB HOME	3,123	33.20	103,683.60
LENNAR CORP-A	7,011	76.77	538,234.47
MERITAGE HOMES CORP	1,089	81.36	88,601.04
NEWELL BRANDS INC	79,566	22.41	1,783,074.06
NIKE INC -CL B	11,179	133.46	1,491,949.34
NVR INC	20	4,335.45	86,709.00
PULTEGROUP INC	8,291	42.21	349,963.11
PVH CORP	16,317	79.34	1,294,590.78
TAPESTRY INC	1,295	33.74	43,693.30
TAYLOR MORRISON HOME CORP	874	26.83	23,449.42
TOLL BROTHERS INC	1,868	46.18	86,264.24
TRI POINTE HOMES INC	4,016	19.92	79,998.72
WHIRLPOOL CORP	1,052	170.55	179,418.60
BOOKING HOLDINGS INC	237	2,227.29	527,867.73
DOMINO'S PIZZA INC	675	387.24	261,387.00
MCDONALD'S CORP	3,903	250.51	977,740.53
STARBUCKS CORP	5,791	79.50	460,384.50
TRIP.COM GROUP LTD-ADR	25,600	23.14	592,384.00
ALPHABET INC-CL A	2,026	2,534.60	5,135,099.60
ALPHABET INC-CL C	1,870	2,545.06	4,759,262.20
COMCAST CORP-CLASS A	7,709	47.58	366,794.22
ELECTRONIC ARTS INC	6,434	122.60	788,808.40
ENDEAVOR GROUP HOLD-CLASS A	13,295	26.91	357,768.45
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	14,882	34.49	513,280.18
META PLATFORMS INC-CLASS A	21,478	210.18	4,514,246.04
OMNICOM GROUP	1,951	78.69	153,524.19
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	6,898	136.27	939,990.46
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	2,710	137.96	373,871.60
WALT DISNEY CO/THE	13,354	130.47	1,742,296.38
WARNER BROS DISCOVERY INC	7,139	24.88	177,618.32
AMAZON.COM INC	1,083	3,034.13	3,285,962.79
AUTONATION INC	421	101.46	42,714.66
AUTOZONE INC	1,338	2,164.60	2,896,234.80
BEST BUY CO INC	2,348	93.84	220,336.32
CARMAX INC	825	91.79	75,726.75
COUPANG INC	90,262	16.88	1,523,622.56
DOLLAR TREE INC	900	173.05	155,745.00
DOORDASH INC - A	8,931	109.31	976,247.61
EBAY INC	3,951	54.15	213,946.65
FARFETCH LTD-CLASS A	15,481	13.63	211,006.03
GENUINE PARTS CO	2,018	130.94	264,236.92
HOME DEPOT INC	2,398	304.52	730,238.96
LKQ CORP	5,320	47.00	250,040.00
MACY'S INC	2,246	25.80	57,946.80
MERCADOLIBRE INC	1,527	1,060.34	1,619,139.18
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,097	713.88	783,126.36
TARGET CORP	5,137	237.20	1,218,496.40
TJX COMPANIES INC	29,907	62.71	1,875,467.97
COSTCO WHOLESALE CORP	299	590.39	176,526.61
KROGER CO	18,298	58.32	1,067,139.36
UNITED NATURAL FOODS INC	1,341	44.26	59,352.66
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	3,396	44.81	152,174.76
WALMART INC	12,586	157.08	1,977,008.88
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	3,501	96.91	339,281.91

CAMPBELL SOUP CO	11,239	46.20	519,241.80
COCA-COLA CO/THE	12,440	65.02	808,848.80
CONAGRA BRANDS INC	2,915	35.62	103,832.30
GENERAL MILLS INC	7,441	70.92	527,715.72
HERSHEY CO/THE	1,664	225.98	376,030.72
HORMEL FOODS CORP	4,883	53.43	260,898.69
INGREDION INC	783	89.51	70,086.33
JM SMUCKER CO/THE	1,682	139.69	234,958.58
KELLOGG CO	5,224	67.88	354,605.12
KRAFT HEINZ CO/THE	4,074	42.29	172,289.46
LAMB WESTON HOLDINGS INC	1,474	68.71	101,278.54
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	2,567	55.61	142,750.87
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	6,124	63.72	390,221.28
PEPSICO INC	23,412	171.90	4,024,522.80
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,026	101.77	104,416.02
TYSON FOODS INC-CL A	3,131	95.45	298,853.95
CLOROX COMPANY	4,259	145.57	619,982.63
COLGATE-PALMOLIVE CO	5,913	80.94	478,598.22
KIMBERLY-CLARK CORP	3,636	126.42	459,663.12
PROCTER & GAMBLE CO/THE	16,798	158.57	2,663,658.86
ABBOTT LABORATORIES	9,976	117.69	1,174,075.44
AGILON HEALTH INC	18,156	23.07	418,858.92
AMN HEALTHCARE SERVICES INC	639	104.00	66,456.00
ANTHEM INC	6,338	516.72	3,274,971.36
BAXTER INTERNATIONAL INC	3,287	76.44	251,258.28
BECTON DICKINSON AND CO	8,777	271.68	2,384,535.36
CARDINAL HEALTH INC	3,299	62.96	207,705.04
CENTENE CORP	2,767	86.54	239,456.18
CIGNA CORP	9,537	259.21	2,472,085.77
CVS HEALTH CORP	4,023	103.68	417,104.64
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	1,115	120.02	133,822.30
HCA HEALTHCARE INC	10,214	260.94	2,665,241.16
HUMANA INC	1,589	460.56	731,829.84
IDEXX LABORATORIES INC	102	496.78	50,671.56
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	479	269.04	128,870.16
MCKESSON CORP	7,517	323.25	2,429,870.25
MEDTRONIC PLC	19,660	109.02	2,143,333.20
MOLINA HEALTHCARE INC	376	335.94	126,313.44
QUEST DIAGNOSTICS INC	387	135.92	52,601.04
UNITEDHEALTH GROUP INC	12,141	534.82	6,493,249.62
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	218	151.14	32,948.52
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	938	191.46	179,589.48
AGILENT TECHNOLOGIES INC	3,169	126.44	400,688.36
AMGEN INC	4,670	254.02	1,186,273.40
BIO-RAD LABORATORIES-A	126	548.19	69,071.94
BIOGEN INC	2,436	212.55	517,771.80
DANAHER CORP	507	276.98	140,428.86
ELI LILLY & CO	892	301.86	269,259.12
GILEAD SCIENCES INC	13,313	61.82	823,009.66
INCYTE CORP	7,391	81.74	604,140.34
IQVIA HOLDINGS INC	805	238.48	191,976.40
JOHNSON & JOHNSON	29,582	179.90	5,321,801.80
MERCK & CO. INC.	9,816	86.91	853,108.56
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,090	1,318.36	1,437,012.40

NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	884	99.27	87,754.68
PFIZER INC	36,717	53.12	1,950,407.04
REGENERON PHARMACEUTICALS	975	733.02	714,694.50
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	1,044	568.90	593,931.60
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	4,306	287.97	1,239,998.82
VIATRIS INC	10,965	10.96	120,176.40
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	266	381.22	101,404.52
ZOETIS INC	700	187.30	131,110.00
BANK OF AMERICA CORP	17,003	37.57	638,802.71
CITIGROUP INC	49,916	50.93	2,542,221.88
FIRST BANCORP PUERTO RICO	6,194	13.06	80,893.64
HDFC BANK LTD-ADR	17,793	58.91	1,048,185.63
HUNTINGTON BANCSHARES INC	6,520	13.36	87,107.20
JPMORGAN CHASE & CO	12,395	126.12	1,563,257.40
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	37,115	7.03	260,918.45
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,032	175.00	180,600.00
POPULAR INC	679	80.81	54,869.99
TRUIST FINANCIAL CORP	3,198	52.14	166,743.72
US BANCORP	3,425	52.71	180,531.75
WELLS FARGO & CO	71,476	46.35	3,312,912.60
ALLY FINANCIAL INC	5,780	41.22	238,251.60
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	3,723	47.29	176,060.67
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,620	344.33	557,814.60
BLACKROCK INC	620	688.17	426,665.40
BLACKSTONE INC	3,906	112.98	441,299.88
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	8,725	132.59	1,156,847.75
CBOE GLOBAL MARKETS INC	6,782	117.33	795,732.06
CME GROUP INC	8,563	237.66	2,035,082.58
EQUITABLE HOLDINGS INC	37,493	30.68	1,150,285.24
GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,012	321.64	325,499.68
MOODY'S CORP	11,226	328.40	3,686,618.40
MORGAN STANLEY	2,964	84.76	251,228.64
MSCI INC	3,610	482.70	1,742,547.00
NORTHERN TRUST CORP	1,365	110.89	151,364.85
ONEMAIN HOLDINGS INC	1,252	46.10	57,717.20
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	2,489	111.80	278,270.20
SLM CORP	4,454	16.81	74,871.74
STATE STREET CORP	2,737	75.81	207,491.97
SYNCHRONY FINANCIAL	1,976	37.70	74,495.20
T ROWE PRICE GROUP INC	2,471	138.96	343,370.16
AFLAC INC	9,282	65.33	606,393.06
ALLSTATE CORP	2,875	141.16	405,835.00
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	33,153	63.03	2,089,633.59
ARCH CAPITAL GROUP LTD	3,332	48.98	163,201.36
ARTHUR J GALLAGHER & CO	460	180.61	83,080.60
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	1,161	56.57	65,677.77
CHUBB LTD	1,447	210.52	304,622.44
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,744	138.19	241,003.36
EVEREST RE GROUP LTD	2,560	290.57	743,859.20
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	2,842	42.20	119,932.40
GLOBE LIFE INC	1,079	102.93	111,061.47
MARSH & MCLENNAN COS	2,741	169.76	465,312.16
METLIFE INC	3,626	70.64	256,140.64
PROGRESSIVE CORP	5,193	112.11	582,187.23

TRAVELERS COS INC/THE	4,666	184.24	859,663.84
WILLIS TOWERS WATSON PLC	453	234.15	106,069.95
WR BERKLEY CORP	1,413	68.22	96,394.86
CBRE GROUP INC - A	3,744	85.56	320,336.64
ZILLOW GROUP INC - A	3,463	46.65	161,548.95
ACCENTURE PLC-CL A	776	319.47	247,908.72
ADOBE INC	3,830	420.44	1,610,285.20
AFFIRM HOLDINGS INC	4,557	35.19	160,360.83
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	5,038	118.99	599,471.62
AMDOCS LTD	11,926	82.72	986,518.72
AUTOMATIC DATA PROCESSING	2,671	229.20	612,193.20
BLOCK INC	10,788	121.31	1,308,692.28
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	1,829	153.52	280,788.08
CADENCE DESIGN SYS INC	2,272	149.80	340,345.60
CHECK POINT SOFTWARE TECH	2,641	142.78	377,081.98
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	39,605	84.74	3,356,127.70
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	387	235.22	91,030.14
DROPBOX INC-CLASS A	5,196	23.07	119,871.72
EPAM SYSTEMS INC	191	290.06	55,401.46
GLOBANT SA	1,827	233.49	426,586.23
INTL BUSINESS MACHINES CORP	2,951	126.56	373,478.56
INTUIT INC	913	465.11	424,645.43
MASTERCARD INC - A	11,301	357.82	4,043,723.82
MICROSOFT CORP	38,180	279.83	10,683,909.40
NORTONLIFELOCK INC	2,954	26.64	78,694.56
ORACLE CORP	38,302	79.45	3,043,093.90
PAYCHEX INC	4,037	136.69	551,817.53
PAYCOM SOFTWARE INC	467	319.36	149,141.12
SALESFORCE INC	5,822	189.41	1,102,745.02
SERVICENOW INC	5,358	507.33	2,718,274.14
SHOPIFY INC - CLASS A	2,560	579.51	1,483,545.60
SNOWFLAKE INC-CLASS A	1,217	198.63	241,732.71
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	17,557	71.08	1,247,951.56
SYNOPSYS INC	2,828	294.77	833,609.56
VISA INC-CLASS A SHARES	7,776	212.79	1,654,655.04
WESTERN UNION CO	20,568	18.95	389,763.60
WORKDAY INC-CLASS A	392	224.67	88,070.64
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	1,484	110.31	163,700.04
APPLE INC	38,117	165.29	6,300,358.93
ARROW ELECTRONICS INC	2,032	109.07	221,630.24
AVNET INC	50,363	37.13	1,869,978.19
CISCO SYSTEMS INC	20,534	51.17	1,050,724.78
CORNING INC	6,392	33.69	215,346.48
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	110,832	15.38	1,704,596.16
HP INC	12,157	37.47	455,522.79
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	4,026	143.93	579,462.18
MOTOROLA SOLUTIONS INC	3,016	233.19	703,301.04
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	5,093	81.41	414,621.13
TE CONNECTIVITY LTD	3,223	120.88	389,596.24
WESTERN DIGITAL CORP	5,775	46.34	267,613.50
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	190	393.68	74,799.20
AT&T INC	29,511	19.54	576,644.94
LUMEN TECHNOLOGIES INC	11,938	11.47	136,928.86
VERIZON COMMUNICATIONS INC	19,778	53.83	1,064,649.74

	AMERICAN ELECTRIC POWER	2,194	102.04	223,875.76
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	1,686	166.16	280,145.76
	CENTERPOINT ENERGY INC	3,408	32.40	110,419.20
	CMS ENERGY CORP	6,877	71.55	492,049.35
	CONSOLIDATED EDISON INC	1,903	98.03	186,551.09
	CONSTELLATION ENERGY	2,634	62.55	164,756.70
	DTE ENERGY COMPANY	144	137.17	19,752.48
	EDISON INTERNATIONAL	31,764	71.84	2,281,925.76
	ENTERGY CORP	1,048	124.20	130,161.60
	EVERGY INC	3,056	70.81	216,395.36
	EXELON CORP	5,096	49.03	249,856.88
	NEXTERA ENERGY INC	2,513	82.81	208,101.53
	NRG ENERGY INC	23,174	39.19	908,189.06
	UGI CORP	4,276	35.73	152,781.48
	VISTRA CORP	9,988	24.03	240,011.64
	WEC ENERGY GROUP INC	7,628	103.19	787,133.32
	XCEL ENERGY INC	8,603	74.34	639,547.02
	ADVANCED MICRO DEVICES	2,145	93.06	199,613.70
	ANALOG DEVICES INC	1,495	156.50	233,967.50
	INTEL CORP	33,432	45.67	1,526,839.44
	LAM RESEARCH CORP	142	456.16	64,774.72
	MICRON TECHNOLOGY INC	42,624	70.13	2,989,221.12
	NVIDIA CORP	2,629	212.58	558,872.82
	NXP SEMICONDUCTORS NV	494	170.00	83,980.00
	QORVO INC	2,052	113.38	232,655.76
	QUALCOMM INC	1,612	136.91	220,698.92
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	1,344	117.73	158,229.12
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	73,333	98.36	7,213,033.88
	TEXAS INSTRUMENTS INC	8,475	173.66	1,471,768.50
	米ドル 計	2,931,741		257,486,157.75 (32,618,346,463)
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	826	83.00	68,558.00
	ENBRIDGE INC	6,467	58.27	376,832.09
	PAREX RESOURCES INC	3,710	25.91	96,126.10
	PEMBINA PIPELINE CORP	5,279	50.09	264,425.11
	SUNCOR ENERGY INC	51,242	42.57	2,181,371.94
	TOURMALINE OIL CORP	1,474	63.96	94,277.04
	AGNICO EAGLE MINES LTD	3,242	83.01	269,118.42
	B2GOLD CORP	30,630	6.24	191,131.20
	BARRICK GOLD CORP	7,517	31.79	238,965.43
	FRANCO-NEVADA CORP	1,048	210.82	220,939.36
	NUTRIEN LTD	2,731	141.34	385,999.54
	FINNING INTERNATIONAL INC	2,408	38.35	92,346.80
	THOMSON REUTERS CORP	2,742	134.29	368,223.18
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	5,177	160.43	830,546.11
	MAGNA INTERNATIONAL INC	1,379	76.59	105,617.61
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	2,294	44.99	103,207.06
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	1,793	185.50	332,601.50
	DOLLARAMA INC	1,045	73.12	76,410.40
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	4,414	56.42	249,037.88
	EMPIRE CO LTD 'A'	4,788	43.97	210,528.36
	LOBLAW COMPANIES LTD	4,232	115.46	488,626.72
	METRO INC/CN	4,002	71.93	287,863.86
	BANK OF MONTREAL	1,572	143.24	225,173.28

	BANK OF NOVA SCOTIA	1,879	85.16	160,015.64	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	715	144.65	103,424.75	
	NATIONAL BANK OF CANADA	1,424	94.18	134,112.32	
	ROYAL BANK OF CANADA	6,952	136.86	951,450.72	
	TORONTO-DOMINION BANK	9,003	93.99	846,191.97	
	CI FINANCIAL CORP	4,235	18.34	77,669.90	
	INTACT FINANCIAL CORP	1,530	182.49	279,209.70	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	19,085	26.93	513,959.05	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	7,630	68.88	525,554.40	
	CGI INC	2,428	101.36	246,102.08	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	99	2,179.59	215,779.41	
	OPEN TEXT CORP	3,239	52.48	169,982.72	
	SHOPIFY INC - CLASS A	44	731.93	32,204.92	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	4,034	74.70	301,339.80	
	ALTAGAS LTD	1,347	30.54	41,137.38	
	ATCO LTD -CLASS I	2,205	45.30	99,886.50	
	FORTIS INC	2,292	63.50	145,542.00	
	HYDRO ONE LTD	2,532	34.71	87,885.72	
	カナダドル 計	220,685		12,689,375.97 (1,273,125,091)	
ブラジルレアル	AMBEV SA	358,600	14.70	5,271,420.00	
	ブラジルレアル 計	358,600		5,271,420.00 (142,016,799)	
ユーロ	REPSOL SA	13,370	13.77	184,104.90	
	SHELL PLC	83,963	26.49	2,224,599.68	
	TOTALENERGIES SE	12,648	46.69	590,535.12	
	ARCELORMITTAL	12,937	30.50	394,643.18	
	ARKEMA	1,426	108.50	154,721.00	
	BASF SE	36,850	51.66	1,903,671.00	
	COVESTRO AG	8,473	43.55	368,999.15	
	CRH PLC	3,229	36.46	117,729.34	
	EVONIK INDUSTRIES AG	6,392	24.49	156,540.08	
	HEIDELBERGCEMENT AG	2,518	51.34	129,274.12	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	4,691	19.63	92,107.78	
	UPM-KYMMENE OYJ	7,647	30.62	234,151.14	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	2,469	24.91	61,502.79	
	BOUYGUES SA	3,068	31.15	95,568.20	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	3,317	51.90	172,152.30	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	31,316	23.74	743,598.42	
	EIFFAGE	2,538	92.92	235,830.96	
	KONE OYJ-B	1,867	46.54	86,890.18	
	PRYSMIAN SPA	2,445	30.56	74,719.20	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	570	141.32	80,552.40	
	SIGNIFY NV	2,782	38.17	106,188.94	
	THALES SA	1,534	128.50	197,119.00	
	VINCI SA	1,305	89.97	117,410.85	
	RANDSTAD NV	1,227	50.48	61,938.96	
	DEUTSCHE POST AG-REG	3,930	41.06	161,385.45	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	24,361	76.24	1,857,282.64	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	44,438	63.32	2,813,814.16	
	MICHELIN (CGDE)	13,050	119.20	1,555,560.00	
	RENAULT SA	2,895	22.23	64,355.85	
	STELLANTIS NV	14,988	14.07	210,941.11	

VOLKSWAGEN AG	6,184	209.50	1,295,548.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	376	148.98	56,016.48
ADIDAS AG	2,587	201.00	519,987.00
HERMES INTERNATIONAL	606	1,283.50	777,801.00
KERING	116	533.80	61,920.80
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	2,205	640.00	1,411,200.00
MONCLER SPA	23,490	50.56	1,187,654.40
SEB SA	777	124.60	96,814.20
PUBLICIS GROUPE	1,604	55.62	89,214.48
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL	7,915	20.54	162,574.10
CARREFOUR SA	6,932	20.19	139,957.08
COLRUYT SA	3,630	35.94	130,462.20
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	30,214	28.41	858,530.81
DANONE	2,549	52.67	134,255.83
HEINEKEN NV	11,288	90.02	1,016,145.76
UNILEVER PLC	11,236	41.45	465,732.20
FRESENIUS MEDICAL CARE AG & FRESENIUS SE & CO KGAA	18,353	62.56	1,148,163.68
KONINKLIJKE PHILIPS NV	3,373	27.26	91,964.84
MERCK KGAA	522	186.95	97,587.90
ORION OYJ-CLASS B	1,408	42.85	60,332.80
SANOFI	5,482	103.14	565,413.48
BANCO SANTANDER SA	172,528	3.15	543,894.52
BNP PARIBAS	24,994	49.50	1,237,327.97
FINECOBANK SPA	4,698	13.90	65,325.69
ING GROEP NV	228,101	9.44	2,155,098.24
KBC GROUP NV	1,070	63.26	67,688.20
AZIMUT HOLDING SPA	2,323	20.11	46,715.53
DEUTSCHE BOERSE AG	1,495	168.35	251,683.25
ALLIANZ SE-REG	1,176	219.10	257,661.60
ASR NEDERLAND NV	3,385	45.43	153,780.55
ASSICURAZIONI GENERALI	4,672	19.26	90,006.08
HANNOVER RUECK SE	1,340	147.10	197,114.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,892	241.50	456,918.00
NN GROUP NV	4,281	48.37	207,071.97
SAMPO OYJ-A SHS	5,763	47.33	272,762.79
UNIPOL GRUPPO SPA	11,455	5.22	59,886.74
LEG IMMOBILIEN SE	4,349	101.20	440,118.80
ADYEN NV	127	1,687.40	214,299.80
DASSAULT SYSTEMES SE	1,780	40.55	72,179.00
NOKIA OYJ	279,616	4.85	1,356,137.60
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	8,590	17.30	148,607.00
ELISA OYJ	1,717	56.38	96,804.46
KONINKLIJKE KPN NV	149,951	3.46	520,030.06
ORANGE	15,690	11.25	176,638.02
TELEFONICA SA	24,917	4.99	124,485.33
A2A SPA	32,256	1.65	53,432.06
E.ON SE	18,773	10.14	190,358.22
ENAGAS SA	4,897	21.16	103,620.52
ENEL SPA	174,216	6.20	1,080,487.63
IBERDROLA SA	40,584	10.50	426,334.92
RED ELECTRICA CORPORACION SA	6,454	19.42	125,336.68
ASML HOLDING NV	633	558.70	353,657.10

ユーロ 計		1,729,272		37,244,420.49 (5,094,291,834)	
英ポンド	SHELL PLC	14,483	21.92	317,467.36	
	BHP GROUP LTD-DI	9,346	29.91	279,538.86	
	MONDI PLC	1,403	14.35	20,140.06	
	RIO TINTO PLC	5,829	62.12	362,097.48	
	BAE SYSTEMS PLC	10,829	7.65	82,885.16	
	FERGUSON PLC	642	100.20	64,328.40	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	5,902	126.10	744,242.20	
	TRAVIS PERKINS PLC	53,806	12.60	678,224.63	
	INTERTEK GROUP PLC	14,354	50.82	729,470.28	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	6,983	5.08	35,515.53	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	1,125	39.68	44,640.00	
	PERSIMMON PLC	3,552	21.70	77,078.40	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	17,013	51.92	883,314.96	
	WPP PLC	1,520	9.78	14,865.60	
	SAINSBURY (J) PLC	426,027	2.41	1,030,133.28	
	TESCO PLC	382,727	2.66	1,019,202.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	4,017	32.62	131,034.54	
	COCA-COLA HBC AG-DI	2,992	15.83	47,363.36	
	DIAGEO PLC	38,709	39.63	1,534,231.21	
	FEVERTREE DRINKS PLC	6,194	17.78	110,129.32	
	IMPERIAL BRANDS PLC	9,246	16.60	153,529.83	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	729	60.56	44,148.24	
	UNILEVER PLC	40,270	34.29	1,380,858.30	
	ASTRAZENECA PLC	1,119	105.36	117,897.84	
	BARCLAYS PLC	423,586	1.45	617,842.53	
	HSBC HOLDINGS PLC	299,735	5.22	1,565,815.64	
	NATWEST GROUP PLC	436,569	2.19	956,086.11	
	STANDARD CHARTERED PLC	77,542	5.08	394,223.52	
	3I GROUP PLC	9,410	13.32	125,388.25	
	SCHRODERS PLC	1,343	31.48	42,277.64	
	ST JAMES'S PLACE PLC	4,082	13.72	56,005.04	
	AVIVA PLC	24,065	4.34	104,514.29	
	BT GROUP PLC	2,157	1.87	4,035.74	
	VODAFONE GROUP PLC	678,835	1.32	897,012.56	
	CENTRICA PLC	62,872	0.78	49,429.96	
	DRAX GROUP PLC	6,071	7.98	48,446.58	
英ポンド 計		3,085,084		14,763,414.70 (2,439,359,010)	
スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	97	869.50	84,341.50	
	HOLCIM LTD	3,795	44.04	167,131.80	
	ABB LTD-REG	8,534	29.37	250,643.58	
	GEBERIT AG-REG	1,897	563.40	1,068,769.80	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4,441	193.30	858,445.30	
	ADECCO GROUP AG-REG	1,004	39.50	39,658.00	
	SGS SA-REG	71	2,563.00	181,973.00	
	NESTLE SA-REG	35,309	124.14	4,383,259.26	
	LONZA GROUP AG-REG	342	655.60	224,215.20	
	NOVARTIS AG-REG	23,635	87.37	2,064,989.95	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	18,449	391.10	7,215,403.90	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	35,800	7.17	256,972.40	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	374	1,127.50	421,685.00	
	UBS GROUP AG-REG	75,507	16.68	1,259,834.29	

	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	313	627.60	196,438.80	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	230	459.90	105,777.00	
	SWISSCOM AG-REG	1,013	576.20	583,690.60	
スイスフラン 計		210,811		19,363,229.38 (2,599,900,808)	
スウェーデン クローネ	BOLIDEN AB	6,082	504.40	3,067,760.80	
	SANDVIK AB	7,986	191.85	1,532,114.10	
	SKANSKA AB-B SHS	3,705	199.95	740,814.75	
	SECURITAS AB-B SHS	5,248	114.85	602,732.80	
	ELECTROLUX AB-B	2,567	151.58	389,105.86	
	NORDEA BANK ABP	10,991	98.36	1,081,074.76	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	8,363	106.30	888,986.90	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	4,499	91.86	413,278.14	
	KINNEVIK AB - B	3,043	237.10	721,495.30	
	TELE2 AB-B SHS	4,885	148.00	722,980.00	
スウェーデンクローネ 計		57,369		10,160,343.41 (134,421,343)	
ノルウェーク ローネ	EQUINOR ASA	1,765	342.90	605,218.50	
	NORSK HYDRO ASA	44,543	90.00	4,008,870.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	17,433	500.80	8,730,446.40	
	MOWI ASA	3,592	251.00	901,592.00	
	ORKLA ASA	61,004	78.66	4,798,574.64	
	TELENOR ASA	29,392	131.80	3,873,865.60	
ノルウェークローネ 計		157,729		22,918,567.14 (329,568,995)	
デンマークク ローネ	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	24	17,750.00	426,000.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	512	18,260.00	9,349,120.00	
	DSV A/S	12,444	1,105.50	13,756,842.00	
	PANDORA A/S	930	634.00	589,620.00	
	DANSKE BANK A/S	2,854	113.50	323,929.00	
	TRYG A/S	2,143	166.65	357,130.95	
デンマーククローネ 計		18,907		24,802,641.95 (456,120,585)	
オーストラリ アドル	WHITEHAVEN COAL LTD	16,782	4.57	76,693.74	
	BHP GROUP LTD	15,061	52.50	790,702.50	
	BLUESCOPE STEEL LTD	6,906	21.43	147,995.58	
	ILUKA RESOURCES LTD	10,009	12.42	124,311.78	
	NEWCREST MINING LTD	4,689	28.41	133,214.49	
	RIO TINTO LTD	4,312	120.54	519,768.48	
	SOUTH32 LTD	218,759	5.17	1,130,984.03	
	BRAMBLES LTD	77,650	10.06	781,159.00	
	AURIZON HOLDINGS LTD	104,265	3.83	399,334.95	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	5,916	33.15	196,115.40	
	WESFARMERS LTD	1,484	48.33	71,721.72	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	5,941	106.50	632,716.50	
	ASX LTD	2,076	82.23	170,709.48	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	19,411	4.35	84,437.85	
	TELSTRA CORP LTD	266,636	4.02	1,071,876.72	
	AGL ENERGY LTD	14,238	8.64	123,016.32	
オーストラリアドル 計		774,135		6,454,758.54 (603,778,113)	
ニュージーラ ンドドル	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION	3,606	22.80	82,216.80	

ニュージーランドドル 計		3,606		82,216.80 (7,029,536)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	23,500	56.75	1,333,625.00	
	PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	158,000	4.69	741,020.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	22,000	27.65	608,300.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	254,052	46.15	11,724,499.80	
	TENCENT HOLDINGS LTD	6,600	374.40	2,471,040.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	78,400	95.50	7,487,200.00	
	JD.COM INC - CL A	261	226.40	59,090.40	
	MEITUAN-B	51,600	155.20	8,008,320.00	
	WH GROUP LTD	144,000	5.24	754,560.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	773,877	5.86	4,534,919.22	
	HANG SENG BANK LTD	12,200	151.10	1,843,420.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	352,552	4.75	1,674,622.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	12,500	55.00	687,500.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	34,000	33.85	1,150,900.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	6,000	95.00	570,000.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	15,000	45.65	684,750.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	25,000	53.50	1,337,500.00	
	CLP HOLDINGS LTD	79,500	76.75	6,101,625.00	
	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	54,000	7.69	415,260.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	69,000	9.10	627,900.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	12,500	52.45	655,625.00	
香港ドル 計		2,184,542		53,471,676.42 (863,567,574)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	13,967	33.48	467,615.16	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	36,300	30.76	1,116,588.00	
	VENTURE CORP LTD	21,700	16.99	368,683.00	
シンガポールドル 計		71,967		1,952,886.16 (181,969,932)	
タイバーツ	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	110,700	155.50	17,213,850.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK-FOREIGN	102,800	103.50	10,639,800.00	
タイバーツ 計		213,500		27,853,650.00 (104,729,724)	
韓国ウォン	POSCO HOLDINGS INC	5,309	282,500.00	1,499,792,500.00	
	NAVER CORP	2,145	308,500.00	661,732,500.00	
	KAKAObANK CORP	7,532	46,200.00	347,978,400.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	24,397	40,300.00	983,199,100.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	61,519	66,600.00	4,097,165,400.00	
	SK HYNIX INC	8,825	108,000.00	953,100,000.00	
韓国ウォン 計		109,727		8,542,967,900.00 (879,071,396)	
新台湾ドル	HON HAI PRECISION INDUSTRY	410,000	103.00	42,230,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	46,293	562.00	26,016,666.00	
新台湾ドル 計		456,293		68,246,666.00 (296,763,802)	
インドルピー	HDFC BANK LIMITED	120,914	1,464.95	177,132,964.30	
	ICICI BANK LTD	100,864	762.25	76,883,584.00	
インドルピー 計		221,778		254,016,548.30 (424,207,635)	
イスラエルシェケル	ICL GROUP LTD	45,363	40.73	1,847,634.99	
	BANK HAPOALIM BM	60,169	31.37	1,887,501.53	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	76,756	34.47	2,645,779.32	

	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	14,749	19.92	293,800.08	
	イスラエルシェケル 計	197,037		6,674,715.92 (263,048,551)	
オフショア元	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	22,334	90.36	2,018,100.24	
	オフショア元 計	22,334		2,018,100.24 (40,031,238)	
	合計	13,025,117		48,751,348,429 (48,751,348,429)	

②株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
新株予約 権証券	スイスフラン	CIE FINANCIERE RICHEMO-CW	14,614.00	10,960.50		
	スイスフラン 計		14,614.00	10,960.50 (1,471,666)		
新株予約権証券合計				1,471,666 (1,471,666)		
投資証券	米ドル	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	1,719	71,424.45		
		AMERICAN TOWER CORP	496	126,747.84		
		CROWN CASTLE INTL CORP	600	115,608.00		
		CUBESMART	2,626	140,963.68		
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	4,042	318,267.08		
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	2,664	73,313.28		
		LIFE STORAGE INC	363	52,805.61		
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	889	56,158.13		
		PROLOGIS INC	857	139,433.90		
		PUBLIC STORAGE	3,341	1,364,798.50		
		SBA COMMUNICATIONS CORP	484	172,003.92		
		WEYERHAEUSER CO	5,981	238,641.90		
	米ドル 計		24,062	2,870,166.29 (363,592,665)		
	オーストラリアドル	CHARTER HALL GROUP	5,660	88,239.40		
		GOODMAN GROUP	18,312	414,949.92		
	オーストラリアドル 計		23,972	503,189.32 (47,068,328)		
	香港ドル	LINK REIT	94,500	6,388,200.00		
	香港ドル 計		94,500	6,388,200.00 (103,169,430)		
投資証券合計				513,830,423 (513,830,423)		
合計				515,302,089 (515,302,089)		

有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 324銘柄	98.9%	—	66.1%
	投資証券 12銘柄	—	1.1%	0.7%
カナダドル	株式 41銘柄	100.0%	—	2.6%
ブラジルリアル	株式 1銘柄	100.0%	—	0.3%
ユーロ	株式 83銘柄	100.0%	—	10.3%
英ポンド	株式 36銘柄	100.0%	—	5.0%

スイスフラン	株式	17銘柄	99.9%	—	5.3%
	新株予約権証券	1銘柄	—	0.1%	0.0%
スウェーデンクローネ	株式	10銘柄	100.0%	—	0.3%
ノルウェークローネ	株式	6銘柄	100.0%	—	0.7%
デンマーククローネ	株式	6銘柄	100.0%	—	0.9%
オーストラリアドル	株式	16銘柄	92.8%	—	1.2%
	投資証券	2銘柄	—	7.2%	0.1%
ニュージーランドドル	株式	1銘柄	100.0%	—	0.0%
香港ドル	株式	21銘柄	89.3%	—	1.8%
	投資証券	1銘柄	—	10.7%	0.2%
シンガポールドル	株式	3銘柄	100.0%	—	0.4%
タイバーツ	株式	2銘柄	100.0%	—	0.2%
韓国ウォン	株式	6銘柄	100.0%	—	1.8%
新台湾ドル	株式	2銘柄	100.0%	—	0.6%
インドルピー	株式	2銘柄	100.0%	—	0.9%
イスラエルシェケル	株式	4銘柄	100.0%	—	0.5%
オフショア元	株式	1銘柄	100.0%	—	0.1%

4.通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

5.新株予約権証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下は2022年4月末現在の当ファンドの現況です。

【純資産額計算書】

I	資産総額	29,022,093,513 円
II	負債総額	90,580,060 円
III	純資産総額(I - II)	28,931,513,453 円
IV	発行済口数	7,369,986,427 口
V	1口当たり純資産額(III/IV)	3.9256 円

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの現況

以下は2022年4月末現在のマザーファンドの現況です。

純資産額計算書

I	資産総額	51,862,704,635 円
II	負債総額	865,667,057 円
III	純資産総額(I - II)	50,997,037,578 円
IV	発行済口数	10,393,128,097 口
V	1口当たり純資産額(III/IV)	4.9068 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権

で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として。）に支払います。

- (7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2022年4月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：2017年12月15日 資本金490百万円に減資

(2)会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

②投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせて行う運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

※上記の体制等は2022年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2022年4月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	32本	151,151,634,968円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合 計	32本	151,151,634,968円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度(自2021年1月1日 至2021年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (2020年12月31日現在)	第24期 (2021年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,166,384	2,667,202
前払費用	44,207	45,192
未収委託者報酬	319,860	333,851
未収運用受託報酬	1,809,040	2,077,095
未収投資助言報酬	241,699	199,166
その他流動資産	161,039	88,903
流動資産合計	3,742,231	5,411,412
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	193,041	168,956
器具備品	49,674	45,461
有形固定資産合計	※1 242,715	214,418
投資その他の資産		
長期差入保証金	192,056	138,854
繰延税金資産	55,112	-
投資その他の資産合計	247,168	138,854
固定資産合計	489,884	353,272
資産合計	4,232,115	5,764,684

(単位：千円)

	第23期 (2020年12月31日現在)	第24期 (2021年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	116,769	33,806
未払金		
未払手数料	43,367	58,091
未払委託調査費	636,955	749,584
未払委託計算費	6,839	6,654
その他未払金	※2 427,969	1,215,416
未払金合計	1,115,132	2,029,746

未払費用	41,223	37,887
未払消費税等	170,356	377,908
未払法人税等	33,749	158,649
前受金	58,773	59,873
賞与引当金	471,930	457,540
リース債務	3,240	3,240
流動負債合計	2,011,174	3,158,652
固定負債		
資産除去債務	39,081	41,239
長期未払金	969,842	960,625
長期未払費用	8,435	13,353
長期リース債務	8,102	4,861
固定負債合計	1,025,461	1,020,079
負債合計	3,036,636	4,178,732
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	582,978	973,451
利益剰余金合計	691,792	1,082,265
株主資本合計	1,195,478	1,585,951
純資産合計	1,195,478	1,585,951
負債純資産合計	4,232,115	5,764,684

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,057,846	1,187,703
運用受託報酬	5,893,355	8,213,845
投資助言報酬	596,632	615,401
その他収益	532,590	491,064
営業収益合計	8,080,425	10,508,015
営業費用		
支払手数料	156,431	213,651
広告宣伝費	1,742	1,819
調査費		
委託調査費	4,496,599	5,175,514
図書費	1,522	1,380
調査費合計	4,498,121	5,176,894
委託計算費	71,826	73,375
業務委託費	244,392	264,270
営業雑経費		

通信費	10,545	7,772
印刷費	9,421	9,722
協会費	10,926	10,765
営業雑経費合計	30,893	28,259
営業費用合計	5,003,408	5,758,270
一般管理費		
給料		
役員報酬	48,829	46,810
給料・手当	1,075,334	1,078,410
賞与	7,516	5,640
賞与引当金繰入額	471,930	457,540
給料合計	1,603,610	1,588,403
福利厚生費	162,591	167,427
交際費	2,000	1,803
寄付金	275	372
旅費交通費	5,831	845
租税公課	27,937	51,042
不動産賃借料	87,460	163,047
退職給付費用	150,467	150,539
消耗器具備品費	349,365	412,378
事務委託費	5,124	-
修繕費	3,882	2,993
水道光熱費	4,143	3,980
会議費用	1,340	375
固定資産減価償却費	27,743	35,451
諸経費	286,147	122,843
一般管理費合計	2,717,921	2,701,504
営業利益又は営業損失（△）	359,095	2,048,240
営業外収益		
受取利息	15	11
為替差益	24,781	-
その他営業外収益	2,733	2,331
営業外収益合計	27,530	2,342
営業外費用		
為替差損	-	62,685
営業外費用合計	-	62,685
経常利益又は経常損失（△）	386,626	1,987,897
特別利益		
資産除去債務戻入益	37,460	-
受取補償金	90,434	-
特別利益合計	127,894	-
特別損失		
割増退職金	55,043	3,206
固定資産除却損	※1 85,317	-
特別損失合計	140,361	3,206
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	374,159	1,984,690
法人税、住民税及び事業税	148,565	706,126
法人税等調整額	△ 55,112	55,112
法人税等合計	93,453	761,239
当期純利益又は当期純損失（△）	280,706	1,223,451

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位:千円）

第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
						利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	802,272	911,086	1,414,772	1,414,772
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 500,000	△ 500,000	△ 500,000	△ 500,000
当期純利益又は 当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	280,706	280,706	280,706	280,706
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 219,293	△ 219,293	△ 219,293	△ 219,293
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	582,978	691,792	1,195,478	1,195,478

（単位:千円）

第24期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	582,978	691,792	1,195,478	1,195,478
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 832,978	△ 832,978	△ 832,978	△ 832,978
当期純利益又は 当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	1,223,451	1,223,451	1,223,451	1,223,451
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	390,473	390,473	390,473	390,473
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	973,451	1,082,265	1,585,951	1,585,951

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換 算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額 の当事業年度負担額を計上しております。

5. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第23期 2020年12月31日現在		第24期 2021年12月31日現在	
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	5,224千円	建物付属設備	29,888千円
器具備品	18,390千円	器具備品	29,177千円

第23期 2020年12月31日現在				第24期 2021年12月31日現在			
1.金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。				(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。			
2.金融商品の時価等に関する事項 2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)				2.金融商品の時価等に関する事項 2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)			
	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額		貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1)預金	1,166,384	1,166,384	-	(1)預金	2,667,202	2,667,202	-
(2)未収委託者報酬	319,860	319,860	-	(2)未収委託者報酬	333,851	333,851	-
(3)未収運用受託報酬	1,809,040	1,809,040	-	(3)未収運用受託報酬	2,077,095	2,077,095	-
(4)未収投資助言報酬	241,699	241,699	-	(4)未払金	(1,939,334)	(1,939,334)	-
(5)未払金	(1,111,007)	(1,111,007)	-	(5)未払消費税等	(377,908)	(377,908)	-
(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。 (注1) 金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、並びに(5)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)				(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。 (注1) 金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払金、並びに(5)未払消費税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1)預金	1,166,384	-	-	(1)預金	2,667,202	-	-
(2)未収委託者報酬	319,860	-	-	(2)未収委託者報酬	333,851	-	-
(3)未収運用受託報酬	1,809,040	-	-	(3)未収運用受託報酬	2,077,095	-	-
(4)未収投資助言報酬	241,699	-	-				

(有価証券関係)

第23期 2020年12月31日現在	第24期 2021年12月31日現在
-----------------------	-----------------------

1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 同左
2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、 該当事項はありません。	2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

(デリバティブ取引関係)

第23期 2020年12月31日現在	第24期 2021年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第23期 2020年12月31日現在	第24期 2021年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表	2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表
長期未払金の当期首残高 911,360	長期未払金の当期首残高 969,842
退職給付費用 103,176	退職給付費用 103,375
退職給付の支払額等 △ 45,394	退職給付の支払額等 △ 112,591
その他 700	その他 -
長期未払金の当期末残高 969,842	長期未払金の当期末残高 960,625
(2) 退職給付費用 (単位：千円) 簡便法で計算した退職給付費用 103,176	(2) 退職給付費用 (単位：千円) 簡便法で計算した退職給付費用 103,375
3. 確定拠出制度 (単位：千円) 確定拠出制度への要拠出額 47,290	3. 確定拠出制度 (単位：千円) 確定拠出制度への要拠出額 45,649

(ストック・オプション等関係)

第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第23期 2020年12月31日現在	第24期 2021年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用 201,731	未払費用 237,621
賞与引当金 144,505	賞与引当金 140,099
資産除去債務 1,482	資産除去債務 4,472

長期未払金	296,965	長期未払金	294,143
長期未払費用	2,583	長期未払費用	4,088
その他	14,323	その他	64,437
繰延税金資産合計	661,590	繰延税金資産合計	744,862
評価性引当額	△ 606,477	評価性引当額	△ 744,862
繰延税金資産の純額	55,112	繰延税金資産の純額	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.57%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.74%
住民税均等割	0.04%	住民税均等割	0.01%
評価性引当額の増減	△10.17%	評価性引当額の増減	6.97%
その他	△0.09%	その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.97%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.36%
3. 法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。		3. 法人税等の変更等による影響 同左	

(資産除去債務関係)

第23期 2020年12月31日現在	第24期 2021年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)
当期首残高	当期首残高
有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額
時の経過による調整額	当期末残高
資産除去債務の履行による減少額	
当期末残高	

(セグメント情報等)

第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
--

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,057,846	5,893,355	596,632	532,590	8,080,425

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	4,167,769	投資一任業・投資助言業
B社（※）	857,651	投資一任業・投資助言業

（※）A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第24期 （自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日）											
1. セグメント情報 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。											
2. 関連情報 (1)製品及びサービスごとの情報 （単位：千円） <table> <tr> <th></th><th>投資信託業</th><th>投資一任業</th><th>投資助言業</th><th>その他</th><th>合計</th></tr> </table>							投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計						

外部顧客への 営業収益	1,187,703	8,213,845	615,401	491,064	10,508,015
(2)地域ごとの情報					
①営業収益					
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。					
②有形固定資産					
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3)主要な顧客ごとの情報					
(単位：千円)					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社（※）	6,344,370		投資一任業・投資助言業		
B社（※）	1,097,776		投資一任業・投資助言業		
(※) A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報					
該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報					
該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報					
該当事項はありません。					

(関連当事者情報)

第23期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆 国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の締結	グループ会社 間取引の資金 決済	2,448,655	未払金	325,472

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い（1,952,288千円）及びその他収益の受取り（16,359千円）であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社
該当事項はありません。

第24期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 関連当事者との取引
親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	Russell Investments Japan Holdco 合同会社	東京都 港区 虎ノ門	1円	持株会社	直接所有100%	兼任3人	連結納税	法人税の支払	568,218	未払金	568,357

兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社 の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆 国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任1 人	業務委 託 契約の 締結	グループ会 社 間取引の 資金決済	564,443	未払金	355,020
親会社 の 子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆 国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行 サービス	なし	兼任1 人	業務委 託 契約の 締結	その他収益	16,569	未収入 金	-
								委託調査費	2,302,921	未払金	175,737

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)当事業年度より、Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。

なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日		第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	
1株当たり純資産額	35,068.31円	1株当たり純資産額	46,522.49円
1株当たり当期純利益	8,234.27円	1株当たり当期純利益	35,888.87円
損益計算書上の当期純利益	280,706千円	損益計算書上の当期純利益	1,223,451千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	280,706千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	1,223,451千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
--	--

(重要な後発事象)

第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	第24期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2)訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2022年3月末現在)	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2022年3月末現在)	(c)事業の内容
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	

(3)外部委託先運用会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

<参考：投資助言会社>

以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

フィエラ・キャピタル・インク

（副投資助言会社：ストーンパイン・アセット・マネジメント・インク）

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

サンダース・キャピタル・エル・エル・シー

プジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー

ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

《再信託受託会社の概要》

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2022年3月末現在）

事業内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3)外部委託先運用会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

＜参考：投資助言会社＞

外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

3【資本関係】

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、目論見書の裏表紙に委託会社のロゴ・マークを表示することがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙または表紙裏面の記載について
 - ① 「投資信託説明書（交付目論見書）」と記載します。
 - ② 金融商品取引法上の目論見書である旨を記載します。
 - ③ 交付目論見書の使用開始日を記載します。
 - ④ 委託会社に関する情報として、委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、投資信託財産の合計純資産総額、「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨および照会先（ホームページアドレス、電話番号および受付時間等）を記載します。
 - ⑤ 受託会社に関する情報として、受託会社の名称および「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載します。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法を記載します。
 - ⑦ 届出の効力に関する事項について記載します。
 - ⑧ 以下の事項を記載します。
 - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨。
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ⑨ ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書の裏表紙に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の表紙に「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するとともに、委託会社の名称、金融商品取引上の目論見書である旨を記載します。
- (5) 請求目論見書の表紙裏に金融サービスの提供に関する法律にかかる重要事項を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容について、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、交付目論見書で当該内容を説明した図表等を付加して当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2022年3月23日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月15日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント外国株式ファンド（DC向け）の2021年4月20日から2022年4月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（DC向け）の2022年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。